

天王寺公園管理運営要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 天王寺公園（大阪市公園条例（昭和52年4月1日条例第29条）第9条に規定する有料施設（慶沢園）及び北東部、南東部の管理運営事業者が管理運営する部分を除く、別紙参照）（以下「公園」という。）の管理運営について規定する。

（供用時間）

第2条 公園の供用時間は、午前7時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、時宜により供用時間を変更することがある。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

